新旧対照表

改定前	改定後	備:
6. (印鑑照合等)	6. (印鑑照合)	VIII.
以下略	以下略	下線部削
	以下哈	1 426 45133
9. (規定の <u>改定</u>)	9. (規定の <mark>変更</mark>)	
この規定を改定する場合は、改定内容を当行本支店の窓口での掲示またはホームページへの掲載等にて告知することとし、改定後の規定については、告知に		
五ペーンへの複製等にでき知りることとし、改定後の規定については、言知に 載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。	記 <u> </u>	40 to to
	で周知することにより、変更できるものとします。	下線部変更
	(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始時から適用されるものとしま	
	<u>す。</u>	
が成住宅信託取扱規定		144
改定前	改定後	備
7. (印鑑照合 <mark>等</mark>)	7. (印鑑照合)	
以下略	以下略	下線部削
10. (規定の改定)	10. (規定の変更)	
この規定を改定する場合は、改定内容を当行本支店の窓口での掲示またはホームページへの掲載等にて告知することとし、改定後の規定については、告知に	一 (1)この規定の各条項その他の条件は、民法第548条の4の規定により、金融情 記 勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記	
載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。	載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法	下線部変
	で周知することにより、変更できるものとします。	小奶叩灸
	(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始時から適用されるものとしま す。	
	7.0	
が成年金信託取扱規定(金銭信託コース) 改定前		┪
11. (印鑑照合 <u>等</u>)	11. (印鑑照合)	VĦ
	IN THE TWO	下線部削
以下略	以下略	I WALKER
 15. (規定の <mark>改定</mark>)		
この規定を改定する場合は、改定内容を当行本支店の窓口での掲示またはホー	一 (1)この規定の各条項その他の条件は、民法第548条の4の規定により、金融情	
ムページへの掲載等にて告知することとし、改定後の規定については、告知に 載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。	記 勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した。	
<u>戦い週出開始ロ以降の取りから週出するものとします。</u> 	載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法 で周知することにより、変更できるものとします。	下線部変
	(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始時から適用されるものとしま	
	<u>す。</u>	
		1